

松江市建築物省エネ法関係適合性判定等実施要綱

松江市告示第 174 号

平成 29 年 3 月 31 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号。以下「法」という。）の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の適合性判定及び届出に係る事務に関し、法及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成 28 年国土交通省令第 5 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか必要な事項を定める。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において使用する用語は、法において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅性能評価 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号。以下「住宅品質確保法」という。）第 5 条第 1 項に規定する住宅性能評価をいう。
- (2) B E L S 評価 一般社団法人住宅性能評価・表示協会が運用する建築物省エネルギー性能表示制度に基づく評価をいう。
- (3) B E L S 評価書 一般社団法人住宅性能評価・表示協会が運用する建築物省エネルギー性能表示制度に基づく評価書をいう。

(軽微な変更に関する証明書の交付)

第 3 条 規則第 11 条に規定する軽微な変更該当していることを証する書面（以下「軽微変更該当証明書」という。）を求めようとする者は、軽微変更該当証明申請書（様式第 1 号）の正本及び副本に、それぞれ規則第 1 条に規定する図書及び当該計画の変更に係る直前の建築物エネルギー消費性能適合性

判定に要した図書（変更に係る部分に限る。）を添えて市長に提出するものとする。ただし、当該建築物エネルギー消費性能適合性判定を市長が行った場合においては、軽微変更該当証明申請書の正本及び副本に、それぞれ規則第 1 条に規定する図書（変更に係る部分に限る。）を添付するものとする。

- 2 市長は、前項の申請を受けた場合において、当該変更が規則第 3 条に規定する軽微な変更であると認めるときは、軽微変更該当証明書（様式第 2 号）を申請者に交付するものとする。

（市長が必要と認める図書）

第 4 条 規則第 12 条第 1 項に規定する市長が必要と認める図書は、次の各号に掲げる図書とする。

- (1) 住宅性能評価を受けた場合は、住宅品質確保法第 5 条第 1 項に規定する住宅性能評価書（戸建て住宅に係るものであって、日本住宅性能表示基準（平成 13 年国交通省告示第 1346 号）に規定する断熱等性能等級が等級 4 であり、かつ、一次エネルギー消費量等級が等級 4 又は 5 であるものに限る。）の写し

- (2) B E L S 評価を受けた場合は、B E L S 評価書（建築物全体を評価しているものであって、一次エネルギー消費量基準に適合しているものに限る。また、住宅にあっては、これに加えて、外皮基準に適合（共同住宅にあっては、各住戸が外皮基準に適合）しているものに限る。）の写し

（市長が不要と認める図書）

第 5 条 規則第 12 条第 4 項に規定する市長が不要と認める図書は、前条第 1 号又は第 2 号に掲げる図書の写しを添えた場合は、当該図書に記載された当該評価に係る各種計算書とする。

（市長が定める用途）

第 6 条 松江市手数料徴収条例（平成 17 年松江市条例第 69 号）第 2 条第 1 項

第 65 号の 4 アの表のこれらに類するもので市長が定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 卸売市場
- (2) 火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設
- (3) 水産物の増殖場若しくは養殖場
- (4) 危険物の貯蔵又は処理に供するもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、これらに類するもの
(名義等変更届)

第 7 条 法第 12 条第 3 項又は第 13 条第 4 項の規定による適合判定通知書の交付を受けた建築物の建築主は、当該建築物の工事完了前に、その氏名若しくは住所に変更があったとき又は建築主の地位の承継があったときは、名義等変更届（様式第 3 号）の正本及び副本を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の名義等変更届を受理したときは、その副本に届出済証印を押印し、届出者に送付しなければならない。

(取下届)

第 8 条 法第 12 条第 1 項又は第 2 項の規定による計画書の提出をした者、法第 13 条第 2 項又は第 3 項の規定による通知をした者又は第 3 条第 1 項の規定による申請書の提出をした者は、これを取り下げようとするときは、取下届（様式第 4 号）を市長に提出しなければならない。

(その他)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、適合性判定等の事務に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この告示は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

軽微変更該当証明申請書

年 月 日

（あて先）松江市長

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称
代表者の氏名

設計者氏名

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第 11 条の規定により、建築物エネルギー消費性能確保計画（非住宅部分に係る部分に限る。）の変更が同規則第 3 条の軽微な変更該当していることを証する書面の交付を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

記

計画を変更する建築物の直前の建築物エネルギー消費性能適合性判定

【適合判定通知書番号】 第 号

【適合判定通知書交付年月日】 年 月 日

【適合判定通知書交付者】

（本欄には記入しないでください。）

受付欄	軽微変更該当証明書番号欄	決裁欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員印	係員印	

（注意）建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則別記様式第一の第二面から第五面までに記載すべき事項を記載した書類を添えて下さい。

様式第2号（第3条関係）

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第11条の規定による
軽微変更該当証明書

第 年 月 日 号

様

松江市長 氏 名 印

下記の申請書に記載の建築物エネルギー消費性能確保計画（非住宅部分に係る部分に限る。）の変更は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第3条の軽微な変更該当していることを証明します。

記

- 1 申請年月日 年 月 日
- 2 建築場所
- 3 建築物又はその部分の概要

名義変更届

年 月 日

（あて先）松江市長

届出者の住所又は
主たる事務所の所在地
届出者の氏名又は名称
代表者の氏名

次のとおり建築主の名義等を変更したので松江市建築物省エネ法関係適合性判定等実施要綱第7条の規定により届け出ます。

1	適合判定通知書交付年月日	年 月 日			
2	適合判定通知書番号	第 号			
3	建築主の住所又は 主たる事務所の所在地 申請者の氏名又は名称 代表者の氏名	変更後	電話（ ） -		
	建築主の住所又は 主たる事務所の所在地 申請者の氏名又は名称 代表者の氏名	変更前	電話（ ） -		
4	理由				
※ 受 付 欄		※ 処 理 欄		※ 備 考	

（注意）※印のある欄は記入しないでください。

取下届

年 月 日

（あて先）松江市長

届出者の住所又は
主たる事務所の所在地
届出者の氏名又は名称
代表者の氏名

次の申請又は通知を取り下げたいので、松江市建築物省エネ法関係適合性判定等実施要綱第8条の規定により届け出ます。

1	申請又は通知の種類	<input type="checkbox"/> 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条 <input type="checkbox"/> 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第13条 <input type="checkbox"/> 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第11条			
2	申請又は通知年月日	年 月 日			
3	建築主の住所又は 主たる事務所の所在地 申請者の氏名又は名称 代表者の氏名	電話（ ）			
4	建築物の位置				
※ 受 付 欄		※ 処 理 欄		※ 備 考	

（注意）※印のある欄は記入しないでください。